

節税レポート



平成 20年 9月号

発行日 2008.9.1

今月のテーマ 減価償却費・中古資産他

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

I 中古資産

中古資産を取得したときには、新品より短い耐用年数を用いて、減価償却費を計算することができます。
したがって、中古で間に合う場合には中古の利用も検討すべきでしょう。

1 中古資産の残存耐用年数

- 1) 残存耐用年数を見積もります
- 2) 見積もりが困難なときは次の式により、計算します

$$(\text{耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 0.2 = \text{残存耐用年数}$$

2 例 取得価額 1,000万円 法定耐用年数 10年 定率法 0.25
償却限度額は？

- 1) 新品の場合

償却率

$$1,000\text{万円} \times 0.25 = 250\text{万円} \quad (\text{A})$$

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	info@okazaki-tax.com
URL	http://www.okazaki-tax.com

2) 中古資産の場合（仮に3年経過資産とします）

① 見積もり耐用年数

$$(10-3) + 3 \times 0.2 = 7.6 \rightarrow 7\text{年}$$

② 減価償却限度額

$$\begin{array}{c} \text{7年の償却率} \\ 1,000\text{万円} \times 0.357 = 357\text{万円} \quad (\text{B}) \end{array}$$

* (B) (A)
357 - 250 = 107万円 減価償却額多くなる

II 増加償却

機械装置を普通以上に稼働している場合、増加償却をすることができます。

1 償却限度額

$$\text{普通償却法限度額} + \text{普通償却法限度額} \times \text{増加償却割合}$$

* 増加償却割合

$$\text{一日当りの超過使用時間} \times 35/1,000$$

2 例 取得価額 1,000万円 法定耐用年数 10年 定率法 0.25
一日当りの超過使用時間 4時間

1) 増加償却割合

$$4\text{時間} \times 35/1,000 = 140/1,000 = 0.140$$

* 増加償却割合が 0.1未満のときは増加償却の適用できません

2) 償却限度額

増加償却

$$1,000 \times 0.25 + 1,000 \times 0.25 \times 0.14 = 285 \text{万円}$$

Ⅲ 割増償却

- 1 貸家住宅を新築した場合、5年間 普通償却限度額とは別枠の割増償却をできる

償却限度額

普通償却限度 + 割増償却限度

- 2 割増の対象となる家屋

- ① 中心市街地優良賃貸住宅
- ② 高齢者向け優良賃貸住宅

- 3 割増償却率

耐用年数	割増償却率	
	中心市街地優良賃貸住宅	高齢者向け優良賃貸住宅
35年未満	36%	28%
35年以上	50%	40%

割増償却率、増加償却、それに特別償却等普通償却以外にも色々あります。頭が混乱しますね。

